

2008年3月18日

独立行政法人 国際協力機構

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺様、地球・人間環境フォーラム 満田様  
からのご質問に対する回答

次のとおり回答いたします。

(全般的事項)

1. 「～の例がある」等の事例を記載している部分はすべて案件名をご教示下さい。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

2. 「～が多い」等の表現は、案件数をご教示いただくとともに、カテゴリ A 案件については案件名を明示して下さい。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

3. 本調査の実施を補助されたコンサルタントの名称、調査項目、調査 TOR、調査期間をご教示ください。

(答)

コンサルタント名：日本工営(株)

調査項目・調査 TOR：事例整理 (情報抽出・整理)、分析・資料作成

調査期間：平成 19 年 2 月～10 月

4. 本調査において、事業実施機関、現地 NGO、被影響住民などへのヒアリングを実施されましたか。

1) 実施したとすれば、どの案件について実施しましたか。

2) 実施したとすれば、ヒアリング先とヒアリング結果を具体的に列記して下さい。

3) 実施しなかったとすれば、実施しないでよいと判断した理由につきご教示下さい。

(答) 本調査では、現行ガイドラインが適用された案件を幅広く対象として、ガイドラインに定められている諸事項の運用実態を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼をおいたため、ご質問のようなヒアリングを実施しませんでした。

5. 相手国政府に求める環境社会配慮の要件 (ガイドライン別紙 1) に関しての本調査における調査手法をご教示下さい。

(答) 本調査は、案件の報告書及びその後の関連情報を基に確認を行ったものです。

(ステークホルダー協議・情報公開)

6. (p. 16) ステークホルダー協議の結果、どのような住民意見があり、どのように事業計画に反映されたのか、カテゴリ A 案件について具体的にご教示下さい。

(答) ステークホルダー協議で出された意見を報告書に反映した事例を以下に示します。

「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」

既存の廃棄物処分場の閉鎖に伴い、ウェイトピッカーが被る影響とその対策に関する質問・意見が複数出されました。これを踏まえて、最終報告書の提言部分には、ウェイトピッカーの清掃作業員としての再雇用規模予想を明確にした上で、NGO をパートナーとしてカンボジア側実施機関が支援対象のウェイトピッカーの特定及び具体的支援策の検討を進めること等を記載しました。

「インドネシア国バリ州水資源開発・管理総合調査」

ステークホルダー協議で提案した複数の優先事業のうち、灌漑目的の堰の建設事業については、協議に参加した住民から反対意見が出されたことから、協議結果を尊重して事業計画から除外しました。

7. ステークホルダー協議・情報公開に関する課題はどのように評価されましたか。

(答) 事務局の視点での新 JICA ガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

8. (p. 10) 「多くの案件でステークホルダー協議時や住民説明会、情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例がある」とあります。

1) 「ポスターやブックレット」となっていますが、これは公開の形態についての記述とされます。ガイドライン 1.6.3 に示す「環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)」の開示状況をご教示下さい

2) 「例がある」ということは、これらの情報が現地語で公開されていない例もあるということですか。開示されなかった案件数、案件名、開示されなかった情報を具体的にご教示下さい。

(答) 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

2) 記録で確認できませんが、公開されなかった例は承知しておりません。

9. (p. 10) 「多くの案件では、相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている。また、環境影響評価制度として住民説明会の実施を事業者に義務付けている場合が多く、

ステークホルダーによる環境影響評価文書へのアクセスが可能と考えられる」とあります。

- 1) これによりガイドラインの 1.4.1 の規定が満たされているということを意味しているのですか。
- 2) 「相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている」案件は、何件ですか。
- 3) カテゴリ A 案件において、当該案件が相手国の環境影響評価制度においては環境アセスメントの対象にならない案件はありましたか。その案件名をご教示下さい。
- 4) 3) においては、どのように現地における公開を担保したのでしょうか。

(答)

- 1) 1.4.1 ではなく、1.6 に関する記載ですが、直接的にガイドライン規定を満たしているか否かを記載したものではありません。
- 2) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 3) カンボジア国国道一号線プノンペン・ネアックルン間道路改修計画およびシリア国ダマスカス新規水資源開発計画基本設計調査の 2 件です。
- 4) 現地の住民や NGO を含むステークホルダー協議の実施により広く情報が伝わるよう努めました。

10. (p. 14) 「(1) [情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する]については、事前調査等において、ガイドラインに従うことを確認している。」とありますが、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みおよび相手国政府との協議・合意の内容について、案件名とともに例示して下さい。

(答) 事前調査等の協議において、情報公開を含む現行 JICA ガイドラインについて説明し、ガイドラインに従うという形で枠組みを確認しています。

11. (p. 15) 「(3) ……例えば、プロジェクトのホームページを開設し、プロジェクト情報、ステークホルダー協議の議事録を掲載した例、現地語のパンフレットを作成した例がある。また、現地ステークホルダー協議を行う場合に情報公開が行われている。」と記述されていますが、公開された情報の内容とその手法について、案件ごとに具体的に示して下さい。

(答) ホームページを開設又は現地語のパンフレットを作成した案件名は第二回有識者委員会資料をご参照ください。なお、ホームページ開設例として、以下の案件があります。

・フィリピン国 Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査

ホームページでは調査の概要、各種調査報告書や関連調査の結果が掲載されています。特に” Study Activities” の項目ではステアリングミーティングやステークホルダー協議の議事録、議事内容や会議資料を確認することが可能です。詳細については直接以下のアドレスまでアクセスしてください。http://www.cala-ew.info/act\_sm.html#1stSTM

12. (p. 16) 「(1) ステークホルダー協議は、会議形式が通常であるが、ステークホルダーからの意見聴取の方法として、フォーカス・グループ・ディスカッション、パブリックコメントを行っている例もある」と記述されています。

- 1) これらの協議形式は、それぞれの案件のどのステージ（代替案検討時、スコーピング時、ドラフトレポート協議時など）において採用されたのでしょうか。
- 2) 協議形式の使い分けに何か工夫をされたのでしょうか。
- 3) パブリックコメントのみの対応という案件もあったのでしょうか。

(答)

1) 個々の案件により対応は異なります。

2) 多くの案件でフォーカス・グループ・ディスカッションを行っておりますが、どのステージでどの協議形式を活用するといった考え方ではなく、フォーカス・グループ・ディスカッションはマスメETINGにより意見を確認することが困難な層（例えば、女性）を確認した場合に、フォーカス・グループ・ディスカッションを適宜開催しています。それにより幅広いステークホルダーから意見を聞くことを目的に実施しているものと考えます。

3) パブリックコメントのみで対応した案件は承知しておりません。

13. (p. 16) 「(3) 影響を直接受けると想定される住民が特定されていない場合は」と記述されていますが、具体的な案件名と、なぜ「影響を直接受けると想定される住民が特定されていない」のかにつきご教示下さい。

(答) 具体的な案件名は 15. の回答をご確認ください。なお、マスタープランの策定等で具体的なプロジェクトの計画が明確ではない際には、プロジェクトのサイト等が明確ではなく、影響を直接受けると想定される住民が特定されません。

14. (p. 16) 「(4) カテゴリ A 案件については、スコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において、情報公開のうえ現地ステークホルダーとの協議を行っている」と記述されていますが、公開されている情報を具体的に列記して下さい。

(答) 個々の案件により各段階で公開している情報は異なりますが、その情報とはステークホルダーとの協議の関連資料と考えられます。

例えば、ステークホルダー協議では、事業概要、調査工程、環境社会配慮調査結果の概要等の情報が公開されているケースが多いです。

15. (p. 17) 「マスタープラン調査の段階のステークホルダー協議については、プロジェクトが具体化していないこと等から、ステークホルダーの範囲がフォーカスしにくいいため、

関連省庁や関連部局を対象としているケースが少なくない。」とされていますが、これのみではステークホルダー協議とは言えません。

- 1) 案件名をご教示下さい。
- 2) ガイドライン 2.2.4 を遵守していると判断した根拠は何ですか。
- 3) 例えば関連するテーマについて情報・知見を有する NGO や、当該協力事業に意見を有する個人・団体に対する協議を行わなかった理由は何ですか。

(答)

1) セミナー、ワークショップを含むステークホルダー協議の参加者の層が報告書に記載されていた案件のうち、マスタープラン調査 (M/P+F/S の場合を含む) については、カテゴリ B 案件 22 件では、22 件のうち関連省庁や関連部局を対象としている案件が 3 件です。(第二回有識者委員会資料で 4 件と記載していますが、正しくは 3 件です) この案件は次のとおりです。

アルバニア国ティラナ首都圏下水システム改善計画、ブータン国地方電化マスタープラン調査、カンボジア国プノンペン市上水道整備計画調査(フェーズ 2)

ただし、カンボジア国プノンペン市上水道整備計画調査(フェーズ 2) 案件では、地元住民を対象としたインタビュー調査を実施し、その意見を聴取しています。

- 2) 現地ステークホルダー協議が必要となるカテゴリ A 案件については、現地ステークホルダーが協議に参加しています。
- 3) カテゴリ B では、必要に応じて現地ステークホルダーとの協議を行うこととしているので、必要に応じて参加を呼びかけています。

(スコーピング)

16. (p. 18) スコーピングについては、その後、審査会において調査を実施すべきであった項目が指摘されることが何度もありました。すなわち当初のスコーピングが必ずしも妥当でなかったこともあると思われれます。これらの事例を、いくつかとりあげて具体的にレビューを行うことは価値があると思われていますが、本報告で記述しなかったのはなぜですか。

(答) ガイドラインでは、スコーピングの方法は規定していませんので、本報告では取上げていませんが、今後に向けて検討させていただきます。

17. (p. 18) 1) 大気：「道路供用時の大気汚染対策として、沿道への植樹を提案した。」

- 1) 案件名をご教示下さい。
- 2) 案件名が不明なので、状況はわかりませんが、提案がこれだけであったとすると、かなり限定的なもののように思われれます。例えば、道路政策全般としての提案や、交通量の抑制・管理、渋滞緩和、モニタリングなどを提案に含めなかった理由は何ですか。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

2) 計画を策定するにあたり、上記の「沿道への植樹」のみを提案した訳ではありません。その他、標識設置による事故の軽減、既存の交通ネットワークとの接合等についても提案がなされています。

18. (p. 18) 4) 自然環境：「道路建設に伴う植生の破壊に関して、特に土壌浸食を引き起こす可能性のある場所における植生の早期回復を提案した例がある。また、樹木の伐採については、同数の樹木の植林を実施するように提案した。」

- 1) 案件名をご教示下さい。
- 2) 動植物の移植は、一般に、移植先の既存の生態系の攪乱を引き起こしたり、移植先の動植物種との競合を引き起こしたりすることが多いと言われています。この点に関する具体的な配慮はなされたのでしょうか。
- 3) 植林は、場所によっては、住民の共有地などのアクセスなどを阻害し、住民とのコンフリクトを生じるケースも多発していますが、この点についてはどのような確認が行われたのでしょうか。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 2) 樹木の移植については、環境関連機関による専門的な見地から計画が進められ、現地の生態系にかかる知識を十分に持ち合わせた人材により配慮されていると判断しています。
- 3) 本件では、そのような問題は確認しておりません。

19. (p. 19) 5) 非自発的住民移転：「フィージビリティ調査において移転対象世帯の全数調査を実施し、当該国の関連制度や事例などを参考に補償方針や移転住民への支援策を含む住民移転計画フレームワークを策定した。」

- 1) 大規模住民移転を伴う可能性のある案件の案件名をご教示下さい。
- 2) このうち、このような調査を行った案件の名称をご教示下さい。
- 3) 行わなかった案件があるとすれば、その理由は何ですか。
- 4) 「住民移転計画フレームワーク」の項目、公開の状況、ステークホルダーとの協議の状況およびその結果についてご教示下さい。

(答)

- 1) バングラデシュ国パドマ橋建設計画プロジェクト、カンボジア国第二メコン架橋建設計画、グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト、ネパール国アッパーセティ水力発電計画、フィリピン国マニラ首都圏中心地域排水機能向上計画調査、フィリピン国 Cavite-Laguna (CALA) 東西道路事業化促進調査
- 2) p 19 の記載は「カンボジア国第二メコン架橋建設計画」の例です。
- 3) 住民移転計画のフレームワークを策定しなかった案件はありません。
- 4) 各案件の報告書をご参照下さい。

20. 多くの事業で、用地取得に伴う住民の生計手段の喪失などが生じる可能性があることに鑑み、このような案件の事例分析が必要であると考えますが、かかる分析は実施されたのでしょうか。

(答) そのような分析は実施しておりません。

(カテゴリ分類)

21. p. 37-38 には、大規模なものであればカテゴリ A に分類されるセクターの下記の案件がカテゴリ B に分類されています。それぞれの案件名とカテゴリ B に分類した理由をご教示下さい。

- 1) 火力発電所：3 件がいずれもカテゴリ B
- 2) 水力発電：3 件のうち 2 件がカテゴリ B
- 3) 空港：2 件のうち 1 件がカテゴリ B
- 4) 港湾：2 件のうち 1 件がカテゴリ B
- 5) 上下水道：全てカテゴリ B
- 6) 廃棄物管理：7 件のうち 5 件がカテゴリ B：(記述を読むと最終処分場建設を伴うものがある。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

また、第二回有識者委員会の際にご質問のあった規模については、次のとおりです。

開発調査については、マスタープラン等当初から特定のプロジェクトのみを対象に実施された案件はなく、規模は特定されていません。

技術協力プロジェクト案件の規模は以下のとおりです。

- ・ エルサルバドル国地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト (新設予定地 3ha)
- ・ パナマ国パナマ行政区廃棄物管理計画 (既存施設 28ha 内一部を新設予定)
- ・ バヌアツ国ブファ廃棄物最終処分場改善プロジェクト (48ha 内一部を新設予定)

無償資金協力の事前の調査対象案件の事業規模は以下のとおりです。

- ・ ミクロネシア国ウエノ港整備計画 (岸壁改修コンクリートエプロン 4, 800m<sup>2</sup>、小型船用係留施設浮き栈橋 500m<sup>2</sup>)
- ・ ソロモン国アウキ市場建設・埠頭修復計画 (市場建設 3, 339m<sup>2</sup>、栈橋 720m<sup>2</sup>)

22. (p. 22) 「マスタープラン調査の中で優先プロジェクトを選定し、優先プロジェクトの F/S 調査を行う場合、マスタープラン調査をカテゴリ B としていた場合でも、調査の途中で選定された優先プロジェクトがカテゴリ A となる場合は、カテゴリ A に変更している。」と記述されています。

- 1) 具体的な案件名をご教示下さい。

2) たとえば水資源開発、電力セクター、交通セクターなどは、優先プロジェクトにカテゴリ A が入ることは十分予想されると考えられ、マスタープラン段階からカテゴリ A とすることが妥当であると考えられます。1) の案件を、マスタープラン段階から、カテゴリ A にしなかった理由につきご教示下さい。

(答) カテゴリ分類を変更した事例について、案件名と、マスタープラン段階からカテゴリ A にしなかった理由は次のとおりです。

「インドネシア国バリ州水資源開発・管理計画調査」

本案件では、バリ州における総合水資源開発・管理のためのM/Pを策定し、その中で選定された優先事業についてF/Sを実施したものです。当初は、後から選定されるダム計画を含め特定のプロジェクトが見込まれていたわけではなく、調査の中で需要と供給の検討を行った上で、優先プロジェクトを選定する調査であることから、カテゴリBとしておりました。M/Pのドラフト段階で選定されたF/S対象事業の中に、大規模な多目的ダム建設計画、大規模な取水を行う給水事業が含まれており、これがカテゴリAと分類されたため、カテゴリAに変更しました。

(人権)

23. (p. 25) 「人権問題が指摘されている国で、アムネスティレポートから情報を得たり、ステークホルダー協議の際に、人権問題で活動している NGO にも招待状を送付した例がある。」

1) 国名・案件名をご教示下さい。

2) 「人権問題で活動している NGO にも招待状を送付」した後の対応についてご教示下さい。

(答)

1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

2) 同案件では、建設労働者の人権の尊重の確認について記載しています

(意思決定)

24. (p. 25) JICA が第三者から案件に関する指摘を受けた場合の検討状況、応答状況、意思決定への反映の有無についてご教示下さい。また、当該指摘の外務省への伝達の有無についてご教示ください。

(答) 個別の案件について外部の方々からいただく様々なご指摘・ご照会事項については、関係部署・在外事務所で個別に対応していることから、逐一とりまとめておりませんが、具体的な指摘をいただいた場合は、適切な対応を行っています。

(外部からのコメントへの対応)

25. カテゴリ A の要請案件についての、外部からのコメント (p. 31) について記述されています。



- 1) 案件名およびコメントの概要についてご教示下さい。  
2) JICA 側からの応答についてご教示下さい。

(答)

- 1) 案件名は、「ラオス国ルアンプラバン世界遺産地区保全のための国道網基本計画」です。コメントの概要は、2件とも実施する場合の調査団メンバーについてでした。  
2) 応答は行っていません。

(相手国政府に求める環境社会配慮の要件)

26. 3.11 に書かれている記述の多くは、JICA 側の報告書上の検討・提言であり、これを受けて相手国政府・実施機関が実際の環境社会配慮として何を実施したかではないと考えられます。JICA 側の認識をご教示下さい。

(答) 別紙1は、JICA による協力事業における環境社会配慮の支援と確認に際して用いられます。このため、JICA 協力事業の報告書を基に確認しました。

27. (p. 28) 「多くの案件が環境社会関連の費用・便益を定性的に評価している」とされているが、定量的な評価を行えていない理由は何ですか。

(答) 例えば、開発調査「インドネシア国バリ島水資源開発・管理総合調査」では、環境社会関連の費用・便益を定量的に評価した結果を基に、フィージビリティ調査対象事業の選定を試みており、ガイドラインに基づき、協力事業において「環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努め」ています。

28. (p. 28) 「ほとんどが報告書の中の一つの章として環境社会配慮の結果を記載している。」これはガイドライン別紙1「基本的事項3.」に対応する記述と考えられますが、ここでは、「特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。」とされています。この事項に関する相手国側での状況についてご教示下さい。

(答) ここで言う「報告書の中の一つの章として環境社会配慮・・・」とは JICA で作成している各案件の調査報告書であり、環境影響評価報告書は相手国の制度に基づき作成されるものです。相手国による環境影響評価の状況が報告書に記載されているのは、開発調査 10 件、無償資金協力 8 件、技術協力プロジェクト 1 件です。

29. (p. 29) 「計画地域に自然保護や文化遺産保護のために指定した地域が含まれる場合には、影響の最小化を検討している」と記述されています。

- 1) 案件名をご教示下さい。  
2) ガイドライン上は、原則としてこれらの地域の外で行われなければならないとしていますが、これを許容した理由は何ですか。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 2) 計画地域に自然保護のために指定した地域が含まれる場合は、「ブータン国地方電化マスタープラン調査」の例があります。

「ブータン国地方電化マスタープラン調査」の例に見ると、同国では、自然保護区について6段階のゾーンが設定されています。最も規制の厳しいCore Zoneではほとんどの開発行為が禁止されますが、Multiple-use Zoneでは放牧や植林、観光開発が許可されています。同国では国土面積の26%がなんらかの自然保護ゾーンに指定されているため、本M/Pのように全国を対象とした計画の場合、保護区内に施設線形を設定せざるを得ない場合があります。実際の施設立地を検討する際には、相手国政府が定める法規制の範囲内で、できるかぎり影響の少ないゾーンとなるよう検討を進めることになります。

30. (p. 30) 先住民族に影響を与えると考えられた案件数、案件名につき、ご教示下さい。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

(環境社会配慮の手続き) (報告書 4.1-4.4 p. 31-36)

31. スコーピング時の現地ステークホルダーとの協議において出された意見がどのようにTORに反映されたのか、事例をあげてご教示下さい。

(答) 今回の案件調査の中では、具体的な事例は抽出されませんでした。

32. 最終報告書作成段階の現地ステークホルダーとの協議において出された意見がどのように反映されたのか、事例をあげてご教示下さい。

(答) 「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」

既存の廃棄物処分場の閉鎖に伴い、ウェィストピッカーが被る影響とその対策に関する質問・意見が複数出されました。これを踏まえて、最終報告書の提言部分には、ウェィストピッカーの清掃作業員としての再雇用規模予想を明確にした上で、NGOをパートナーとしてカンボジア側実施機関が支援対象のウェィストピッカーの特定及び具体的支援策の検討を進めること等を記載しました。

33. (p. 33) 「開発調査の中で、マスタープラン調査に引き続きフィージビリティ調査を実施した場合」とありますが、案件数をご教示下さい。

(答) マスタープラン調査に引き続きフィージビリティ調査を実施した案件は14件です。

(無償資金協力)

34. (p. 35) 基本設計調査に先立ち、予備調査等として何を確認したのか、カテゴリ A 案件

(2件)につき具体的にご教示下さい。

(答) 今回対象となるカテゴリ A の無償資金協力案件は 2 件ありますが、両案件とも現行ガイドラインが施行した時点で基本設計調査段階であったため、ガイドラインに基づく予備調査等としての確認はありませんでした。

35. (p. 35) 「環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果を基本設計調査に反映している」とあるが、カテゴリ A 案件 (2 件) につき、具体的な反映方法についてご教示下さい。

(答) 34. の回答のとおり、カテゴリ A 案件 (2 件) は、ガイドラインに基づく予備調査等としての確認はありませんでした。

(フォローアップ)

36. (p. 36) 「JICA でフォローアップのための調査を行った場合に、環境社会配慮調査の結果や提言の状況を確認した。」と記述されています。

- 1) フォローアップを行った案件名をご教示下さい。
- 2) 実施された調査の具体的項目、調査結果を案件ごとに具体的にご教示下さい。
- 3) JICA が行った提言の計画への反映状況についてご教示下さい。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 2) フォローアップ調査の報告書をご参照ください。
- 3) フォローアップ調査を行った全ての案件において、開発調査で提言した内容が反映されるように調査を行っています。

<火力発電> p. 37

37. 通常検討される影響項目と比して、報告書に記載されているものは非常に限定的 (大気汚染、温排水しか具体的に挙げられていない) であるが、それ以外についても調査されましたか。

(答) 「カテゴリ別の傾向」では主な配慮項目のみ記載しておりますが、実際の調査ではこの 2 項目の調査だけではなく、他の項目についても以下のとおり調査しております。

具体的には、水質、動植物・生態系、底生動物・プランクトン、振動・騒音等の環境項目、及び雇用や生計手段等の地域経済、土地利用、公衆衛生等の社会環境項目について調査を行っています。

38. 「温排水の発生による影響が考えられる場合は、これを検討している」としているが、検討しなかった例があるのでしょうか。

(答) 検討しなかった例はありません。

<水力発電> p.37

39. 「貯水池の常時満水位の高さを十数m下げることにより影響を軽減できる」としているが、これは何の案件を指しているのでしょうか。

(答) 本件は「ネパール国アッパーセティ水力発電計画」の例に基づき記載しております。

以 上

2008年3月18日

独立行政法人 国際協力機構

中央大学政策科学科 5年 仲田様からのご質問に対する回答

次のとおり回答いたします。

◇調査手法が限定的

各案件で JICA、相手国政府及び当該地方政府、実施主体、事業による被影響者など多くのステークホルダーを抱えているにも関わらず、調査対象が事業実施側のみで非常に限定的であるように見える。ガイドラインの適格な運用を調査するには実施者、被影響者双方の視点からの調査が必要ではないか。

(答) 運用実態確認の方法については、JICA 作成の報告に関する今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。

◇抽象的な表現が多く、運用実態の確認が出来ない

個別項目ごとに影響削減策などの事例が紹介されているが、「～した例もある。」「～という場合もある。」など曖昧な表現で、調査案件全体の中での割合や位置付けが見えない。また、具体的な案件名も出ていないため、事例に挙げられている案件の内容などが分からない。このため数件の事例に拠って、適格にガイドラインが運用されたとする根拠としては弱いのではないか。主に 3.3 環境社会配慮の項目、3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件、4. 運用の状況 (スキーム別手続き)、5. セクター別の傾向について。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

◇ 3.2 現地ステークホルダーとの協議

カテゴリ B の案件でステークホルダー協議が実施されていないものが開発調査で 4 件、無償事前調査で 6 件ある。それは協議の必要性が無いとの判断によるものか。仮にそうであれば、その判断に至った根拠を説明して欲しい。

(答) JICA 環境社会配慮ガイドラインではカテゴリ B 案件については、必要に応じてステークホルダー協議を実施することとなっています。

◇3.6 参照する法令と基準

ガイドライン関連部分、2.6.2 「相手国政府及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。」となっている。「3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の

要件」の項目で、ステークホルダーとの協議実施や非自発的住民移転支援への提言を行っている」と述べているが、被影響者への確認を抜きにガイドラインの正確な運用の根拠とすることは困難ではないか。

(答) ステークホルダーとの協議実施や非自発的住民移転支援への提言については、報告書で確認することが可能です。また、相手国政府等に提言の実施を求めています。

◇まとめ (2)運用状況

まとめの中で、全ての項目でガイドラインに従って適正に運用されているといった記述になっている。しかし、報告書全体として抽象的な表現が多く、この結論への根拠が弱いのではないか。

(答) 第二回有識者委員会資料に記載されているように具体的事例を踏まえて検討した結果、「ガイドラインに従って運用されている」と記載しています。

以 上

2008年3月18日  
独立行政法人 国際協力機構

市民外交センター 木村様からのご質問に対する回答

次のとおり回答いたします。

『JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告』「3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件」(7)先住民族について

- 1) 先住民族への影響があった案件の数と件名を教えてください。また、先住民族と少数民族が入り混じってつかわれているが、両者をどのように区別しているのか。
- 2) ガイドラインには「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って」とあるが、どのような国際基準を参照しているのか、教えてください。特に、土地・資源権に関してどのような条約や宣言を参照しているのか、教えてください。
- 3) ガイドラインには「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」とあるが、報告書には合意を得るため、相手国政府を通じてどのような措置が取られたのか、記載がない。合意を得るための措置があったのかなかったのか、もしあったとすれば具体的にどのような措置が取られたのか、教えてください。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。先住民族と少数民族の違いについては、基本的に、相手国政府が使用している用語に従っています。
- 2) 先住民族の権利に関する国連宣言等の考え方を参照しています。
- 3) 先住民族への重大で望ましくない影響のある案件はありませんが、ステークホルダー協議により先住民からの意見を確認することが困難であることからインタビュー調査にて彼(女)らの意見を確認した例があります。(グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト)。

以上